一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　四十川二
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　福岡県福岡市南区大字柏原
　字四十塚　一二八八番一　一号及び十三号
　一二九〇番五八　二号及び六号
　一二九〇番五二　三号
　一二八七番　七号
　一二八六番　八号
　一二八四番　九号
　一二八二番　十二号
　字大牟田　一三二七番三四二　四号及び五号
　一三四四番　十号及び十一号

○国土交通省告示第六百八十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成三十年五月八日
二　登録番号　（一）第〇三一号
三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社おおうら
四　住所　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号　大阪駅前第3ビル2F48号
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号　大阪駅前第3ビル2F48号
六　法人である場合の代表者の氏名　大浦　正幸

○近畿地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

供用開始の区間　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　図面縦覧場所

百七十一号　高槻市南松原町七〇番一から同市京口町三三七番一二地先まで　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成三十年五月二十四日

○環境省告示第四十二号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、我が国における平成二十八年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十四日

環境大臣　中川　雅治

第一　平成二十八年度の温室効果ガスの排出量
二酸化炭素　十二億六百万トン
二　メタン　三千八十万トン
三　一酸化二窒素　二千七十万トン
四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。次号において「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）四千二百五十万トン
五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）三百四十万トン
六　六ふっ化硫黄　二百三十万トン
七　三ふっ化窒素　六十万トン
八　前各号に掲げる量の合計量　十三億七百万トン
第二　平成二十八年度の温室効果ガスの吸収量
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第八回締約国会議の決定に基づき報告する吸収量
五千五百四十万トン
（備考）
1　第一第一号から第七号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。
2　第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百七十一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市南松原町七〇番一から同市京口町三三七番一まで	前	二五・二四～三五・五二メートル	〇〇・二六六キロメートル
	後	二五・二四～三五・五二メートル	〇〇・二六六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
枚方市出屋敷西町二丁目四六五番一から同市出屋敷西町二丁目四二四番一地先まで	前	二五・五〇～二六・六四メートル	〇〇・一三六キロメートル
	後	二五・五〇～二六・六四メートル	〇〇・一三六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　枚方市出屋敷元町一丁目七三一番一から同市出屋敷西町二丁目三八七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成三十年五月二十四日

○九州地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十四日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九号　みやま市瀬高町濱田字権明三二九番六から同市瀬高町濱田字権明三一一番一まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年五月二十四日